

北海道告示第10690号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出回数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 食料産業・6次産業化交付金事業</p> <p>農林漁業者等が、流通業者や食品事業者等と連携しながらその価値を高めて消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組並びに持続可能な循環資源活用取組及び輸出取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>								
<p>(1) 6次産業化の推進支援事業</p>	<p>別記1の1の事業実施主体のとおりに</p>	<p>別記1の1の事業実施主体が食料産業・6次産業化交付金事業（6次産業化の推進支援事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) インバウンドを中心とする観光消費の促進に要する経費</p> <p>(2) 経済活動としての農福連携の発展に要する経費</p> <p>(3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に要する経費</p> <p>(4) 新商品開発・販路開拓の実施に要する経費</p> <p>(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組に要する経費</p>	<p>(1)、(3)～(5) 3分の1以内</p> <p>ただし、別記2に掲げる要件を満たす場合は2分の1以内。</p> <p>また、別記3の取組にあっては、1食当たり40円を事業費の上限とする。</p> <p>(2) 2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出回数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部長の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

<p>(2) 地域での食育の推進事業</p>	<p>別記1の2の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の2の事業実施主体（補助事業者）が食料産業・6次産業化交付金事業（地域での食育の推進事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 学校給食における地場産物活用の促進に要する経費 (8) 共食の場における食育活動に要する経費 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に要する経費 (10) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体においては農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
<p>(3) 6次産業化施設整備事業</p>	<p>別記1の3の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の3の事業実施主体が食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>ただし、別記4の資金の貸付等を受けて実施する場合に限る。</p> <p>(1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設の整備に要する経費 ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設 イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設 ウ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 エ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設 オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 カ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設 ク ア～キの附帯施設</p>	<p>10分の3以内 ただし、別記5に掲げるいずれかの要件に該当する事業については2分の1以内 ただし、別記6に掲げる額を限度とする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。） 農政第169号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第169号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体においては農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>

(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等の整備に要する経費

ア 簡易土地基盤整備

イ 農業用水のために必要な施設

ウ 営農飲雑用水のために必要な施設

エ 農産物生産に必要な施設

オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

カ 育苗のために必要な施設

キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

ク 堆肥製造のために必要な施設

ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設

コ 特用林産物生産のために必要な施設

サ 農林水産物運搬のために必要な施設

シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設

ス ア～シの附帯施設

(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設の整備に要する経費

ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設

イ アの附帯施設
(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る)

<p>(4) 食品産業の輸出向け HACCP等対応施設整備（緊急対策）事業</p>	<p>別記1の4の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の4の事業実施主体が食料産業・6次産業化交付金（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）又は6次産業化市場規模拡大対策整備交付金（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 施設等整備事業 本事業の実施に必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によつて金額が確認できるもののみとし、輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）に係る経費。 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となつて整備する場合、交付対象とする。 ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分（別記7のとおり）を交付対象とする。 また、原則として別記8に該当する経費は除く。</p> <p>(2) 効果促進事業 輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向けHACCP等の認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費。 ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とし、原則として別記8及び別記9に該当する経費は除く。</p>	<p>2分の1以内（別記10に該当する場合） 10分の3以内（別記11に該当する場合）</p> <p>ただし、別記12に掲げる額を限度とし、申請額については、千円単位で計上することとする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。） 農政第169号様式別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第169号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	
<p>2 農業生産工程管理推進事業 国際水準GAPの実施及び農業教育機関の認証取得の拡大を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者にあつては農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う広域事業者が実施する場合を除く。）</p>	

(1) G A P 指導活動支援事業	農業協同組合連合会	国際水準G A Pの推進のための取組に要する経費 (1) G A P指導活動の推進に係る取組	10分の10以内				
(2) G A P 認証取得拡大支援事業	農業の専門学科を有する教育機関	教育機関等のG A P認証審査に要する経費 (1) 認証審査	10分の10以内				
(3) 日本版畜産G A P指導活動支援事業	畜産を営む者 農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体 株式会社又は持分会社であって農業(畜産を含む。)を主たる事業として営む者 農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者	日本版畜産G A Pの推進のための取組に要する経費 (1) 畜産G A Pの認証取得の推進に係る取組 (2) 畜産G A Pの認証取得に係る研修の取組	定額 ただし、(2)の上限額については別記13のとおり				
(4) 日本版畜産G A P認証取得拡大支援事業	畜産を営む者 農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体 株式会社又は持分会社であって農業(畜産を含む。)を主たる事業として営む者 農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者	日本版畜産G A Pの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産G A P等認証の取得に係る取組	定額 ただし、上限額については別記14のとおり				

<p>3 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))</p> <p>施設管理者が行う基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が国営造成施設及び道営造成施設に対し機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費</p>	<p>100分の68以内</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>4 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調節機能強化型))</p> <p>既存の農業用ダムを活用した洪水調節機能強化のための施設整備やシステム整備等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p>	<p>市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 堆砂対策事業 (3) 緊急水管理システム整備事業</p>	<p>100分の71以内 (3)の事業を実施する場合、定額)</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>5 水利施設等保全高度化事業 (農業経営高度化支援事業)</p> <p>農業生産基盤整備事業等の実施に伴い、担い手及び中心経営体への農地集積に係る支援等を一体的に実施するため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第51号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1)畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備型)</p>								
<p>ア 高度土地利用調整事業 (調査・調整事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人</p>	<p>市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の52以内 (別記15に掲げる額を限度とする。)</p>					
<p>イ 農業経営高度化促進事業 (中心経営体農地集積促進事業)</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の52以内 (別記16に掲げる額を限度とする。)</p>					
<p>ウ 耕地利用高度化推進事業</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の52以内 (別記17に掲げる額を限度とする。)</p>					

(2)畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内(別記15に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内(別記16に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内(別記17に掲げる額を限度とする。)					
(3)水利施設整備事業(農地集積促進型)								
ア 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区等が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内(別記18に掲げる場合にあつては、100分の55以内)(別記15に掲げる額を限度とする。)					
イ 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内(別記18に掲げる場合にあつては、100分の55以内)(別記16に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内(別記18に掲げる場合にあつては、100分の55以内)(別記17に掲げる額を限度とする。)					
6 団体営実施計画策定事業 土地改良事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要な調査設計等について、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 土地改良区 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により土地改良事業を行う者	市町村、農業協同組合、土地改良区等が団体営実施計画策定事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50	農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第110号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

<p>7 水利施設管理強化事業 国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の発揮を確保するため、予算の補助内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が、国営造成施設及びこれと一体不可分な附帯道営造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う農業水利施設の有する多面的機能の発揮に要する経費</p>	<p>100分の75以内</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>8 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業） 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の 農業法人 農業者等が組織する 団体であって知事が 適当と認める者</p>	<p>市町村、一部事務組合等が農業集落排水施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去に要する経費</p> <p>(2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去に要する経費</p> <p>(3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費</p>	<p>100分の50 100分の50 100分の50</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第111号 様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>9 農村整備事業（計画策定等事業） 農村インフラ施設の保全・強靱化等により農村の持続性向上を図るため、点検・診断、調査、再編・集約及び維持管理の効率化等の検討並びに機能保全計画の策定に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の 農業法人 農業者等が組織する 団体であって知事が 適当と認める者</p>	<p>市町村、一部事務組合等が計画策定等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とし、事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定に要する経費</p> <p>(2) 機能保全計画策定事業 施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む機能保全計画の策定に要する経費</p>	<p>定額 定額</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第111号 様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>10 基幹水利施設管理事業 基幹水利施設について地域の農業情勢等の変化に対応した管理を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が基幹水利施設管理事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の60以内 (治水協定ダムの場合にあっては、 30分の19以内)</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>11 資産評価データ整備事業 農業水利施設の安定的な機能確保のため、効率的な機能保全対策の推進に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>土地改良区 北海道土地改良事業団体連合会 農業協同組合 農業協同組合連合会</p>	<p>土地改良区、北海道土地改良事業団体連合会、農業協同組合等が資産評価データ整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 国で策定した資産評価マニュアル等に基づく資産評価に必要なデータの整備に要する経費 (2) 土地改良施設台帳の作成に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>	
<p>12 消費・安全対策事業 農畜水産物の安全性の向上及び伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>				<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。) 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 (畜産振興総合対策事業(地域衛生管理体制整備事業)のうち整備事業にあつては農政第178号様式、植物防疫推進事業(ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)にあつては農政第192号様式とする。) 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては別記21のとおり)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体を除く。)</p>
<p>(1)畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業)</p>		<p>市町村、農業協同組合、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体等が畜産振興総合対策事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>				
<p>ア 推進事業</p>	<p>市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体 生産者の組織する団体</p>						
<p>イ 整備事業</p>	<p>別記19のとおり</p>						

	(2) 農業生産資材安全使用等総合推進事業（ヘパタクロル等残留対策事業・農薬適正使用推進事業）	別記20のとおり	市町村、農業協同組合等が農業生産資材安全使用等総合推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内					
	(3) 植物防疫推進事業（ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業）	市町村（植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）	市町村がジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内					
13	中山間地農業ルネッサンス推進事業 中山間地域等において、地域の創意工夫にあふれる取組等地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を実施するため、事業予算の範囲内で農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)を交付する。	市町村 農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会	市町村、地域協議会が中山間農業ルネッサンス推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
14	農業委員会等活動促進事業 農業生産力の増進及び農業経営の合理化、農地の担い手への集積・集約化の促進を図るため、交付金又は補助金を交付する。				農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第33号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第33号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 (北海道農業委員会ネットワーク機構にあっては農政部農業経営局農地調整課)	総合振興局長 又は振興局長 (北海道農業委員会ネットワーク機構が実施する場合を除く。)	
	(1) 農業委員会交付金事業	市町村	農業委員会が農業委員会交付金事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費	定額					
	(2) 農地利用最適化交付金事業	市町村	農業委員会が農地利用最適化交付金事業を行う場合における当該事業に要する農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に要する経費	定額					

<p>(3)北海道ネットワーク機構 負担金事業</p>	<p>北海道農業委員会 ネットワーク機構 (一般社団法人北 海道農業会議)</p>	<p>北海道農業委員会ネットワーク機構が北海 道ネットワーク機構負担金事業を行う場合に おける当該事業に要する経費のうち次に掲げ るもの</p> <p>(1) 会員手当 (常設審議委員会等) (2) 会員手当 (総会) (3) 農地法令業務推進事業 ア 職員の給与費 (俸給等) イ 法定福利費 (厚生年金保険料、特 例業務負担金、労災保険料、健康 保険料、雇用保険料、社会保険料 及び子ども・子育て拠出金 ウ 会員の会議出席旅費</p>	<p>(1)、(2) 10分の10以内 (3) 定額</p>					
<p>(4)機構集積支援事業</p>	<p>市町村</p>	<p>農業委員会等(農業委員会及び農業委員会 法第3条第5項の規定により農業委員会を設 置していない市町村をいう。以下同じ。)が 機構集積支援事業を行う場合における当該事 業に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のた めの次の支援に要する経費 ア 農地の利用関係の調整 イ 農地の利用状況等の調査 ウ 所有者不明の農地の権利関係調査 エ 農地等訴訟等事務処理 オ 農地等の台帳の調査等 カ 農地の権利移動・借賃等調査 キ 農地所有者等の意向確認調査 ク その他 (2) 農地の有効利用を図るための次の支援 に要する経費 ア 農地集積の推進活動 イ 農業委員等の資質向上のための研修の 実施 ウ その他 (特認活動)</p>	<p>定額</p>					
	<p>北海道農業委員会 ネットワーク機構 (一般社団法人北 海道農業会議)</p>	<p>北海道農業委員会ネットワーク機構が機構 集積支援事業を行う場合における当該事業に 要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 農業委員会等に対する支援 (2) 農地に関する情報提供等に係る活動 (3) ネットワーク業務を処理するための会 議 (4) その他 (特認事業)</p>	<p>定額</p>					